

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年9月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
新鶴見小学校 GHP エアコン AC-2 系統修繕
- 2 履行（納品）場所
横浜市鶴見区江ヶ崎町2-1 新鶴見小学校
- 3 契約日
令和8年6月3日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年6月3日 から 令和8年6月30日 まで
- 5 契約金額
192,390 円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
東京都港区海岸一丁目2番3号
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本校のエアコン室外機が部品不良により故障し、エアコンの使用が出来なくなり、児童・職員の健康に影響が出ることが想定されたため。
- 8 契約の相手方の選定理由
正規の保守点検業者であるため。
- 9 所管
横浜市立新鶴見小学校